平成24年第12回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成24年第12回岩手町農業委員会総会は、平成24年4月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について
（２）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（３）　議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について
（４）　議案第３号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　横澤　稔秋
２番　幅　　清一
３番　佐々木　金見
４番　田中　正志
５番　國枝　金一
６番　佐々木　由和
７番　黒澤　金一
８番　太布　光則
９番　岩舘　修一
10番　澤村　博美
11番　中村　重信
13番　千葉　靜子
14番　遠藤　幸夫
15番　井戸　ツヨミ
16番　福士　好子
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

12番　細野　清悦
17番　今松　利雄

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　田村　　寿
農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子

主　任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第12回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、12番細野清悦委員、17番今松利雄委員、２名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。３番佐々木金見委員、４番田中正志委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告１件 議案３件の提出があります。お諮りします。報告１件 議案３件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告１件 議案３件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、２ページとなっております。農地法第18条の規定による合意解約通知について、であります。この案件については、２月の総会で農業者年金受給のため３条の使用貸借権設定許可を受けておりましたが、今回、娘さんが一般住宅を建築するということで解約するものです。関連した案件は、議案第１号及び議案第２号に申請の提出がありますので参考まで報告させていただきます。受付番号１番、土地の所在は、大字沼宮内第19地割、大字沼宮内第22地割及び大字沼宮内第24地割、大字五日市第９地割、大字江刈内第12地割、登記地目、畑６筆、田２筆、登記面積は合計23,163㎡となっております。借受人は、大字沼宮内第21地割の28歳の男性の方です。貸出人は、大字沼宮内第21地割の64歳の男性の方です。解約の理由は、双方合意となっております。合意年月日は平成24年３月26日、引渡年月日は平成24年３月31日となっております。３条使用設定となっております。以上、報告を

終わります。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第１号、農地法第18条第６項の規定による通知について、異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について、を終わります。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、４ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可について、であります。受付番号３番、土地の所在は、大字一方井第15地割及び大字一方井第16地割、現況地目、畑５筆、登記面積合計29,137㎡となっております。借受人は、大字一方井第16地割の61歳の男性の方です。貸出人は、大字一方井第14地割の65歳の男性の方です。理由は、増反による、労力不足となっております。借受人の耕作面積は、119,759㎡となっております。家族数は５人で耕作者数は２人となっております。総額240,000円となっております。

次に、受付番号５番、土地の所在は、大字土川第４地割、登記地目、田、登記面積2,273㎡となっております。借受人は、八幡平市堀切第４地割の30歳の男性の方です。貸出人は、八幡平市堀切第４地割の63歳の男性の方です。理由は、増反による、相手方の要望となっております。借受人の耕作面積は、10,504㎡となっております。家族数は５人で耕作者数は３人となっております。総額5,000円となっております。５ページには大字一方井第16地割の図面、６ページには大字一方井15地割の図面、７ページには大字土川第４地割の図面を添付しておりますので参照してください。

次に、資料については、８ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可について、であります。受付番号４番、土地の所在は大字沼宮内第19地割及び大字沼宮内第22地割、大字沼宮内第24地割、大字五日市第９地割、登記地目、畑５筆、畑２筆、登記面積合計22,832㎡となっております。借受人は、大字沼宮内第21地割の28歳の男性の方です。貸出人は、大字沼宮内第21地割の64歳の男性の方です。理由は、農業者年金・経営移譲による、農業者年金受給

となっております。借受人の耕作面積は、23,163㎡となっております。家族数は７人で耕作者数は３人となっております。この案件については、２月の総会に提出されているため図面添付と現地確認を省略しております。

次に、資料は９ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売買許可についてであります。受付番号１番、土地の所在は、大字土川第６地割、登記地目、田６筆、登記面積合計11,433㎡となっております。譲受人は、大字黒内第４地割の56歳の男性の方です。譲渡人は、大字川口第９地割の62歳の男性の方です。理由は増反による、相手方の要望となっております。譲受人の耕作面積は、61,447㎡となっております。家族数は４人で耕作者数は３人となっております。総額760,000円となっております。10ページには、大字土川第６地割の図面を添付しておりますので参照してください。

次に、資料は11ページとなっております。農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈与許可についてであります。受付番号２番、土地の所在は大字久保第９地割及び大字土川第３地割、大字土川第４地割、登記地目、畑４筆、田１筆、登記面積合計18,405㎡となっております。譲受人は、大字土川第４地割の34歳の男性の方です。譲渡人は、大字土川第４地割の75歳の男性の方です。理由は、受贈し農業を行う、一括贈与となっております。譲受人の耕作面積は、18,405㎡となっております。家族数は５人で耕作者数は４人となっております。

次に受付番号６番、土地の所在は、大字土川第４地割、登記地目、畑１筆、田１筆、登記面積合計4,020㎡となっております。譲受人は、大字土川第４地割の50歳の男性の方です。譲渡人は、大字土川第４地割の80歳の男性の方です。理由は、受贈し農業を行う、高齢のため贈与するとなっております。譲受人の耕作面積は、30078㎡となっております。家族数は５人で耕作者数は３人となっております。12ページには大字土川第４地割の図面、13ページには大字久保第９地割の図面、14ページには大字土川第３地割の図面、15ページには大字土川第４地割の図面を添付しておりますので参照してください。なお、この件につきましては現地調査をしておりますので担当委員の方からの報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

７番黒澤委員　受付番号３番については、私の担当地区でありますので、７番の私の方から報告いたします。この場所ですが、大森地区の横澤林業の西側の広域農道沿いに一部、そこの奥のほうに入った場所と２ヶ所あります。貸し手の方は以前、酪農をやっていましたが、拡大して草地にしたという経緯がございます。草地になっているものについては、10年以上前から、農業委員会を通さないで貸していました。既にこの土地については、借受人が耕作して管理をしていた訳で、今回、農業委員会を正規に通して貸し借りの契約を結ぶという形になったものです。借り手については本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周

辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上です。

次に、９ページの受付番号１番について、私の担当地区でありますので、７番黒澤より現地調査の結果を報告いたします。地区は、一方井地区でございます。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上です。

４番田中委員　受付番号５番について、私の担当地区でありますので、４番田中より現地調査の結果を報告いたします。地区は、上浮島地区でございます。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上です。

次に受付番号６番について、地区は上浮島地区でございます。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上です。

18番松本委員　受付番号２番について、私の担当地区でありますので、18番松本より現地調査の結果を報告いたします。地区は土川新田地区であります。この農家では、本案件の農地は耕作予定であります。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されております。本人も含めた家族で、農業に従事しており、農機具及び労働力は確保されています。周辺の農地への影響や地域への影響についても、支障が無いものと判断され、法令等の審査基準に照らして、遵守されていると確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定する

ことについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。別紙のとおり、農地法施行令第15条第１項の規定により提出された許可申請について、同条第２項の規定により意見の決定を求める。の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、17ページとなっております。農地法第５条の規定による農地等の使用貸借設定許可について、でございます。受付番号１番、土地の所在は、大字江刈内第12地割、地目、畑、面積、331㎡であります。譲受人は、大字五日市第10地割の31歳の女性の方です。譲渡人は、大字沼宮内第21地割の64歳の男性の方でございます。転用目的は一般住宅の建築となっております。居宅１棟122㎡、車庫１棟30㎡となっております。大字江刈内第12地割の図面を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては、現地調査をしておりますので、現地調査員の方から報告をお願いします。以上説明を終わります。

議　　長　事務局より説明が終わりました。それでは、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

８番太布委員　受付番号１番について、現地確認は、私と９番岩舘修一委員、10番澤村博美委員、及び事務局２名で確認してまいりました。この場所は県道元木江刈内線から舘地区に抜ける道路に入ってすぐのところでした。現在は更地で住宅を建築予定で上水道、排水路等もあり、本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を原案のとおり可とする意見に決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とする意見に決定いたしました。

議　　長　続きまして、議案第３号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料については、19ページとなっております。非農地証明について、であります。受付番号１番、土地の所在は、大字子抱第10地割、登記地目、畑、登記面積506㎡となっております。申請人は大字子抱第10地割の53歳の男性の方です。利用状況は、昭和46年頃に農家住宅を建築してしまったとのことでした。

　次に、受付番号２番、土地の所在は、大字久保第10地割、登記地目、畑、登記面積39㎡となっております。申請人は、大字久保第10地割の71歳の男性の方です。利用状況は、昭和35年頃に自宅への進入路を設置してしまったということでした。20ページには大字子抱第10地割の図面を、21ページには大字久保第10地割の図面を添付しておりますので、参照してください。なお、この件につきましては、現地調査をしておりますので、現地調査員の方から報告をお願いします。以上、説明を終わります。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

８番太布委員　今回の現地調査は、私、８番太布と、９番岩舘修一委員と10番澤村博美委員と事務局２名により、行いました。受付番号１番について、現況は住宅と作業小屋になっておりました。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。

　次に、受付番号２番について、昭和35年ごろから自宅への取り付け道路として使用していたということでした。本案件は、いずれの法令等の審査基準を遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号　農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　この際ですので、その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

（なしの声）

議　　長　ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第12回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後１時56分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

３番　　印

４番　　印